解体・リフォーム工事の元請業者・自主施工者の皆様へ

建築物・工作物の解体・改造・補修工事では /

有資格者によるアスベスト含有建材の事前調査 及び 調査結果の報告が必要です

>> アスベスト含有建材の種類

吹付け石綿(レベル1)



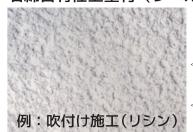
石綿含有成形板等(レベル3)



石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材 (レベル2)



石綿含有仕上塗材(レベル3)



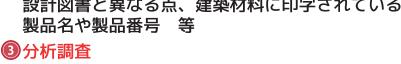
<出典> 目で見るアスベスト (第2版 平成20年3月国土交通省)

日本建築什上材工業会 https://www.nsk-web.org/kikaku/index.html

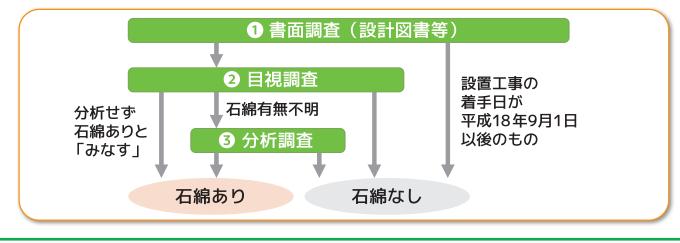
>> 事前調査の実施

工事を行う前にアスベスト含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

- ▶ 事前調査の方法
- ①書面調査(設計図書等) 建築物等の設置工事の着手日、建築材料の種類、 石綿含有データベース等による石綿含有の有無等
- 2 目視調査 設計図書と異なる点、建築材料に印字されている 製品名や製品番号 等







» 有資格者による事前調査

事前調査は有資格者(必要な知識を有する者)に実施させる必要があります。

▶ 有資格者の要件

●建築物(すべての解体等工事で必須)

以下の要件のいずれかに該当する者

要件①:特定建築物石綿含有建材調查者要件②:一般建築物石綿含有建材調查者

要件③:一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建てや共同住宅の住戸の内部に限り調査可)

要件④:令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

●工作物(令和8年1月1日以降に着工する解体等工事において必須)

特定工作物A

要件⑤:工作物石綿事前調査者

特定工作物B

要件①②④⑤のいずれかに該当する者

特定工作物以外の工作物※

※ 塗料その他の石綿を含有するおそれのある建築材料の除去を伴うもの

特定工作物A

- ○反応槽
- ○加熱炉
- ○ボイラー及び圧力容器
- ○配管設備

(建築物に設ける給水設備、排水設備、 換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備 等の建築設備を除く。)

- ○焼却設備
- ○貯蔵設備

(穀物を貯蔵するための設備を除く。)

○発電設備

(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)

- ○変電設備
- ○配電設備
- ○送電設備(ケーブルを含む。)

特定工作物B

○煙突

(建築物に設ける排煙設備等の建築 設備を除く。)

- ○トンネルの天井板
- ○プラットホームの上家
- ○遮音壁
- ○軽量盛土保護パネル
- ○鉄道の駅の地下式構造部分の壁 及び天井板
- ○観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。)

▶ 資格の取得

- ●資格の取得には、登録講習機関が実施する講習の 受講・修了が必要
- ●講習の詳細は厚生労働省のウェブサイトから確認 https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/



>> 事前調査結果の報告

事前調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

- ▶ 報告対象の工事
- ●建築物の解体作業 床面積の合計が80 m2以上
- ●建築物の改造・補修作業 請負代金の合計額が100万円以上
- ●特定工作物の解体・改造・補修作業 請負代金の合計額が100万円以上



▶ 報告の方法

- ①報告には、「gBizID」への登録が必要 https://gbiz-id.go.jp
- ②石綿事前調査結果報告システムで報告 https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/







事前調査 、 有資格者 、 結果報告の要否 に関するイメージ図

>> 事前調査の実施

全ての解体等工事

事前調査結果の報告





特定工作物

特定工作物 以外

> 塗料その他 の石綿等が 使用されて いるおそれ がある材料 の除去作業 を伴う場合

建築物石綿含有建材 調査者等 要件①~④

工作物石綿 事前調査者 要件⑤

建築物石綿含有建材調査者等 又は工作物石綿事前調査者 要件①、②、④、⑤

》 有資格者による事前調査

» 解体等工事の手続きフロー(例) 🔊 レベル3有 レベル1、2有 アスベスト含有建材 無 吹付け石綿 石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材 石綿含有断熱材等 事前調査(アスベスト含有建材の有無の調査) 事前調査結果・届出内容の発注者への説明 事 前 事前調査結果の記録の作成・保存(3年間) 調 杳 事前調査結果の県等への報告 作業計画の作成 県等に作業実施届出(発注者) 作 事前調査結果の工事現場への備え置き、掲示 業 前 作業の実施期間、作業方法等の掲示 下請負人への説明 作業基準の遵守 作業中 作業の実施状況の記録の作成・保存 除去等の完了の確認 (有資格者による目視確認) 作 業後 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存(3年間) 発注者への書面報告

>> 問い合わせ先

岡山県環境文化部環境管理課	☎ 086-226-7305 〒 700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県備前県民局地域政策部環境課	☎ 086-233-9806
管轄区域: 玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	〒 700-8604 岡山市北区弓之町6-1
岡山県備中県民局地域政策部環境課	☎ 086-434-7066
管轄区域:笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	〒 710-8530 倉敷市羽島1083
岡山県美作県民局地域政策部環境課	☎ 0868-23-1227
管轄区域:津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	〒 708-8506 津山市山下53
岡山市環境局環境部環境保全課	☎ 086-803-1280
管轄区域: 岡山市	〒 700-8554 岡山市北区大供1-2-3
倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課	☎ 086-426-3391
管轄区域: 倉敷市	〒 710-8565 倉敷市西中新田640

